

剪定枝粉碎機利用申請書

令和〇〇年 5月 13日

加古川市長 様

（申込者）

住 所 加古川市 野口町水足1452-1

氏 名 減 量 太 郎

電 話 079 （ 426 ） 5440

剪定枝粉碎機を利用したいので、加古川市剪定枝粉碎機貸出要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

利用期間 (5日以内)	令和〇〇年 5月 13日から 令和〇〇年 5月 17日まで 《 5 日間》
利用場所	☒ 申込者の住所と同じ（異なる場合は下段に記入してください） 加古川市
区 分	☒ 個人 ☐ 町内会等（名称： ）
受け取りに来た方	（申込者と同じ場合は記入不要） 住 所 氏 名 電 話 （ ） 申込者との関係
誓約事項	利用にあたっては、裏面の注意事項を遵守いたします。
備 考	

※市使用欄（記入しないでください。）

受付日		受付番号		貸出機		コード	
確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）						

(裏)

注意事項

剪定枝破碎機の貸出しを受けた方（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に注意してください。

1 遵守事項（加古川市剪定枝破碎機貸出要綱第 10 条）

- （１）破碎機により処理した剪定枝は、利用者の責において、資源として有効利用し、市の実施するごみ収集への排出及び市の廃棄物処理施設への搬入を行わないこと。
- （２）利用上の注意を厳守し、保護具を着用するなど十分な安全対策を講じること。
- （３）破碎機に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、市に報告の上、その指示に従うこと。
- （４）騒音及び剪定枝の散乱等により、近隣への迷惑とならないよう注意すること。
- （５）破碎機を転貸しないこと。
- （６）破碎機を剪定枝の処理以外に利用しないこと。
- （７）破碎機の管理に十分注意すること。

2 貸出しの中止（加古川市剪定枝破碎機貸出要綱第 11 条）

利用者が遵守事項に反したとき、又は特に必要があると認めるときは、貸出期間が満了する日前であっても、貸出しを中止することがあります。

3 損害賠償（加古川市剪定枝破碎機貸出要綱第 12 条）

- （１）利用者の責に帰すべき事由により、自己又は第三者に生じた損害の責は、利用者が負うものとします。
- （２）利用者の責に帰すべき事由により、破碎機を滅失し、又は毀損したことにより生じた損害の責は、利用者が負うものとします。

※ 貸出期間の満了する日の午後 4 時まで、破碎機を清掃のうえ、返却してください。